

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2019年6月27日

**【会社名】** 株式会社岩手銀行

**【英訳名】** The Bank of Iwate, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 取締役頭取 田 口 幸 雄

**【本店の所在の場所】** 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

**【電話番号】** 盛岡 (019) 623局1111番

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役総合企画部長 佐々木 泰 司

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号  
株式会社岩手銀行東京事務所

**【電話番号】** 東京 (03) 3241局4312番

**【事務連絡者氏名】** 東京事務所長 工 藤 秀 悦

**【縦覧に供する場所】** 株式会社岩手銀行東京営業部  
(東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

2019年6月21日の第137期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1 期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金35円 総額627,030,075円

効力発生日 2019年6月24日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

経営基盤の健全性の向上を目的とし、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と更なる企業価値の向上を図るため、監査等委員である取締役の員数を1名増員し、4名以内から5名以内へと変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

高橋真裕、田口幸雄、三浦茂樹、佐藤 求、佐々木泰司、石川健正、柿木康孝、三浦 宏、高橋温、宇部文雄の10氏を取締役（監査等委員である取締役を除く）に選任する。

なお、三浦 宏、高橋 温、宇部文雄の3氏は、社外取締役である。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

高橋博昭氏を、監査等委員である取締役に選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

渡辺正和氏を、補欠の監査等委員である取締役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	136,924	7,971	0	(注) 1	可決 91.66
第2号議案	144,432	463	0	(注) 2	可決 96.69
第3号議案					
高橋 真裕	115,133	29,735	0		可決 77.07
田口 幸雄	115,251	29,617	0		可決 77.15
三浦 茂樹	119,456	25,412	0		可決 79.97
佐藤 求	119,455	25,413	0		可決 79.96
佐々木泰司	119,464	25,404	0	(注) 3	可決 79.97
石川 健正	123,696	21,172	0		可決 82.80
柿木 康孝	123,774	21,094	0		可決 82.86
三浦 宏	118,317	26,551	0		可決 79.20
高橋 温	118,256	26,612	0		可決 79.16
宇部 文雄	118,477	26,391	0		可決 79.31
第4号議案	121,923	22,971	0	(注) 3	可決 81.62
第5号議案	108,392	36,503	0	(注) 3	可決 72.56

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。